

小笠原諸島振興開発基本方針の検証

● 「小笠原諸島振興開発基本方針」に基づく施策の効果と課題・今後の方向性

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>1 土地の利用に関する基本的な事項</p> <p>振興開発施策の実施に当たっては、自然環境との調和を図りつつ、また、防災上の観点も取り入れて定住環境の整備、農業経営等に必要土地（公有水面を含む。以下同じ。）を確保することが必要である。小笠原諸島において土地は極めて貴重な資源であることから、土地の利用等に関する島別の対処方針を定める必要があり、各種振興開発施策を実施する父島・母島については、用途及び地域を明示した土地利用計画図を作成し、公示する。また、地籍調査を推進し土地の所有状況を明確にするとともに、農地情報整理台帳等の活用により土地取引を活性化させる等、土地資源の有効活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土調査法に基づき、地籍調査を扇浦・吹上谷・洲崎地区（いずれも父島）において実施。【都・村】（H26～H29） ● 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進。【村】（H26～H29） ● 特別賃借権など整理すべき課題等に関する調査を実施し、過去の経緯や議論などの情報収集・把握を実施。【村】（H27） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地籍調査については着実に実施している。【都】 ・扇浦・吹上谷地区についての地籍調査は概ね完了 ・洲崎地区では補助基準点の整備が完了 ・父島・母島において地籍調査を進め、筆単位で24%完了 ● 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】（H26～H29） ● 農用地等の利用権設定等を促進（平成29年度実施：新規2件、更新3件、延べ23件）【村】 	<p>小笠原諸島において土地はきわめて貴重な資源であることから、引き続き地籍調査を進めると共に、農地情報整理台帳による需給マッチングを推進し、農地流動化を進める必要がある。</p>
<p>2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項</p>			
<p>(1) 交通の確保</p> <p>小笠原諸島における住民生活の利便性の向上、産業の振興等を図るためには、交通利便性の確保が重要である。道路及び港湾施設については、小笠原諸島の自然環境や景観に配慮しつつ、安全かつ安定的な輸送のために必要な施設の整備を図る。</p> <p>東京から南に約1,000km離れた遠隔外海離島である小笠原諸島にとって、高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題である。</p> <p>現在唯一の定期交通手段である航路については、船舶の経年劣化を踏まえた代替船の整備に当たり、世界自然遺産登録以降の島を取り巻く環境の変化、住民・来島者のニーズの変化等を考慮しつつ検討を行い、それに基づき更新を図る。</p> <p>航空路の開設に関し、地元の意見と自然保護に十分配慮しつつ、本土の医療を受ける機会の提供など安心して暮らせる生活環境の確保と産業振興を図るため、世界的に貴重な自然環境への影響、費用対効果、運航採算性等の課題について調査・検討していく。その際、関係者間の円滑な合意形成を図る必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「おがさわら丸」及び「ははじま丸」の新造船の就航に対応するための港湾整備を実施。【都】（H26～H28）[小笠原諸島振興開発事業費補助金（以下、[振興開発補助金]という。)] ● 施設の老朽化や大規模災害時の緊急輸送機能確保に対応するための岸壁改良、津波対策による防波堤改良を実施。【都】（H27）[振興開発補助金] ● 乗船客の安全性・快適性を確保するため、船客待合所や日よけ施設等の整備を実施。【都】（H26～H28） ● 「おがさわら丸」の新造船の建造を実施し、平成28年7月に就航。【都】（H26～H28）[振興開発補助金] ● 「ははじま丸」の新造船の建造を実施し、平成28年7月に就航。【都】（H26～H28） ● 新造船の運行スケジュールや快適性・利便性向上に係る事項について運航事業者と協議を実施。【村】（H27～H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「おがさわら丸」及び「ははじま丸」の新造船就航 ● 村民生活の維持、村民・観光客の安全確保 ● 「おがさわら丸」及び「ははじま丸」の新造船就航に対応するための港湾整備は完了【都】 ● 施設の老朽化や大規模災害時の緊急輸送機能確保に対応するための岸壁改良は、調査・設計を実施【都】 ● 津波対策のための防波堤改良は、工事完了【都】 ● 乗船客の安全性・快適性を確保するために実施した船客待合所や日よけ施設等の整備が完了【都】 ● 「おがさわら丸」及び「ははじま丸」の新造船就航 ・両船ともに大型化・高速化・快適性の向上 ＜おがさわら丸＞ ・航海時間25時間30分→24時間 ・入り込み客数 H25:24,443人→H28:24,991人 ＜ははじま丸＞ ・航海時間2時間10分→2時間 ・入り込み客数 H25:10,388人→H28:10,565人 ● 「おがさわら丸」及び「ははじま丸」の新造船の建造を実施し、平成28年7月に就航。 両船ともに大型化・高速化・快適性の向上が図られた 	<p>村民生活利便性の向上、産業の振興、安全確保において、唯一の交通手段である「おがさわら丸」及び「ははじま丸」、また港湾設備は非常に重要である。既存施設の維持・管理に加え、大規模災害時においても輸送機能を確保するための岸壁の改良等を引き続き実施する必要がある。</p> <p>また、航空路の開設に当たっては、自然環境への影響、費用対効果、採算性等の課題について、調査・検討を進めることが必要である。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ● 航空路については、引き続きP Iの実施に向けた調査等を実施。【都】(H26～H28) ● 道路の安全性・快適性向上のため、線形改良、拡幅、災害防除等を実施。【都】(H26～H28) [振興開発補助金] <ul style="list-style-type: none"> <線形改良・拡幅> <ul style="list-style-type: none"> 吹上谷(父島)：線形改良 399m 猪熊谷(母島)：拡幅整備 245m <災害防除> <ul style="list-style-type: none"> 清瀬、長谷、旭山、東町、夜明山(いずれも父島) 庚申塚、西浦、長浜(いずれも母島) ● 自然環境の保全を図りつつ事業を進めるため、環境調査や専門家会議(2回/年)を実施。【都】建設局 <ul style="list-style-type: none"> 小曲(父島)(H26～H27) 猪熊谷(母島)(H26～H29) ● 津波等被災時における集落の分断を防止することを目的とした清瀬奥村線(父島)(以下「防災道路」という。)の必要性について、村民向け説明会を実施して意見集約を行い、東京都に対して要望書を提出。【村】(H26～H29) ● 防災道路の早期事業着手に向け、概略設計、航空測量及び環境調査を実施。【都】(H28, 29) ● 防災道路のルート案を提示しアンケート調査を行うとともに、村民合意形成を図るための村民説明会を都と共催により開催【村】(H29) ● 村道の2つのトンネルについて状態を把握し、必要な補修に関する計画を策定。【村】(H27) ● 村道の2つのトンネルについて補修工事を行うための設計を実施。【村】(H29) [振興開発補助金] ● 村道に架かる橋りょうの状況を把握し、必要な補修計画を策定。【村】(H26) ● 村道に架かる危険度レベルⅣの橋りょう(2橋)について架け替え及び補修工事を実施【村】(H27) [振興開発補助金] ● 村道に架かる危険度レベルⅢの橋りょう(5橋)について補修工事設計を実施。【村】(H28) [振興開発補助金] ● 村道に架かる危険度レベルⅢの橋りょう(5橋)について補修工事を実施。【村】(H29) [振興開発補 	<p>。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新造船の運行スケジュールや快適性・利便性向上に係る事項について運航事業者と協議を実施、定期航路の改善を図った。(H27～H29) 【村】 ● 航空路開設に向けた実務者検討会議などにおいて、具体的な方向性について調整を図った。【都・村】 ● 島民や観光客の安全性・快適性の確保 ● 橋梁やトンネルなどの計画的かつ効果的な維持管理 ● 道路の線形改良、拡幅整備を実施したことにより、歩行者及び車両交通の安全性・快適性が向上【都】 ● 災害防除は、道路防災総点検や山岳道路斜面点検の結果を踏まえ、計画的に斜面の防災対策を実施し、都道通行時の安全性が向上【都】 ● 環境調査及び専門家会議の意見を踏まえ、施工時期や工法の見直しを実施【都】 ● 防災道路については、早期事業着手に向けて、検討及び地元調整を実施【都】 ● 防災道路整備に向けた村民の合意形成を図り、事業化に向けて進捗を図った。【村】 ● 村道のトンネルの老朽化対策として補修設計を実施し、事業化に向け進捗を図った。【村】 ● 村道に架かる危険度レベルの高い橋梁補修工事を進め、概ね完了【村】 ● 村道の排水性舗装の改良を進め、東町地区の5割が完了【村】 ● 村営バスの収支の改善を図るため、料金改定を実施するとともに、小型車両を導入し、燃料油等のコストカットを実現するなど収支改善に努めた。【村】 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>助金]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東町一、二、三、五号線（父島）の排水性舗装を実施（493m）。【村】（H27～H29）[振興開発補助金] ● 老朽化した大型の村営バスを小型車両に更新し、燃料油使用量の大幅削減によるコストカットを実現し、収支を改善。【村】（H26～H28） ● 村営バスの1日乗車券の価格改定（700円→500円）等により、利用者が大きく増加。【村】（H28） ● インバウンド対応を見据え、村営バス全停留所の表示板の多言語化（英語表記）を含む更新を実施。【村】（H29） 		
<p>(2) 情報通信の確保</p> <p>高度情報通信ネットワークは、小笠原諸島の地理的制約を克服する上で有効な手段であり、医療や教育への活用のほか、観光情報のPRや特産品の販路拡大等、同諸島の魅力を広く知らしめることを可能とするものである。そのため、平成23年に高速大容量化された情報通信基盤を活用して、海外も視野に入れた積極的かつ適切な情報発信による産業の振興や医療等における住民サービスの質的向上に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海底光ファイバーケーブルによる安定した通信サービスを提供するため、定期点検や故障対応を実施。【都】（H26～H29） ● 父島母島のFTTH網等※の再整備を行うとともに、停電時の防災情報の伝達手段であるFM告知放送システムへの更新及び各家庭への光ケーブル網の冗長化（放送と通信に分離）を実施。【村】（母島：H27、父島：H28～H29） ※FTTH網等：島内光ケーブル網、各家庭引込線及び宅内設置器機 ● 自主データ放送（H26開始）や緊急放送エリアメール（H27開始）により情報発信手段を多様化。【村】（H26～H28） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定した通信サービスの提供 ● 海底光ファイバーケーブルによる安定した通信サービスを提供している。【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・運用報告（年4回） ・定期点検（年2回） ● 島内情報通信環境安定のため、父島母島の島内光ケーブル網や宅内設置機器の再整備。（H26～H29）【村】 ● 自主データ放送や緊急エリアメールなどの情報発信手段の多様化を図った。【村】 	
<p>(3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化</p> <p>地域の住民生活の安定にも資する、物資輸送に関する船舶運賃や流通コストの軽減について、引き続き必要な措置を講ずるよう努める。このほか、人の往来及び物資の流通等に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内の生活物資の物価安定のため、本土からの海上輸送費の支援を実施（生活物資輸送費補助）。【都】（H26～H28） ● 農水産業振興のため、農水産物等の本土への輸送費の支援を実施（生産物貨物運賃補助）。【都】（H26～H28） ● 他地域における運賃低廉化の制度等について情報収集を実施。【村】（H27～29） ● 離島航路運営費等補助金による父島～母島間の航路収支の改善、離島住民運賃割引補助による利用者の負担軽減を実施（地域公共交通確保維持改善事業）。【国】（H26～H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 島内生活物資の物価安定 ● 農水産業振興 ● 本土からの海上輸送費支援を実施し、島内生活物資の物価安定に寄与【都】 ● 農水産物等の本土への輸送費支援を実施し、農水産業振興に寄与【都】 ● 唯一かつ赤字の航路について、海上交通の安定的な運航を確保、離島住民の航路運賃の負担軽減。 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する基本的な事項</p> <p>産業振興については、小笠原諸島の地域資源と創意工夫を生かし、観光業等と連携しつつ、農林水産業、商工業等産業全体の活性化を図る。</p> <p>特に、農業及び水産業については、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行うとともに、広大で豊かな漁場を生かした縦縄漁業や底魚類一本釣り漁業などを行っている。今後も産業基盤の整備や新規就業者確保等のための環境整備に取り組むとともに、産業間の連携を推進し、6次産業化や更なる地域特産品の開発及び流通の促進を図り、小笠原ブランドとしての定着、普及を図るとともに、地産・地消体制を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 農用地等の利用権設定等を促進（平成29年度実施：新規2件、更新3件、延べ23件）。【村】（H26～H29） ● 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進。【村】（H26～H29）（再掲） ● 農業用水の安定供給と漏水対策や安全対策を計画的に進めるため、かんがい施設整備を実施。【都】（H26・H28・H29）〔振興開発補助金〕 吹上送水管（父島）補修工事 199.3m 長谷送水管（父島）補修工事測量・設計・補修工事 300m 農業用水槽（父島・母島）交換工事設計（39基） 〃（父島）交換工事 4基 〃（母島）交換工事 6基 ● 農道の機能維持を図り、村への農道移管を計画的に進めるため、農道補修工事を実施。【都】（H26～H27）〔振興開発補助金〕 父島3号線農道補修工事 71m 父島5号線農道補修工事 277m 母島3号線農道補修工事 141m ● 都との協定に基づき、村内の農道を順次、移管を受け自主管理を実施。【村】（H26～H29） ● 農業被害を抑制するため、アフリカマイマイの防除やノヤギの駆除を実施。【都・村】（H26～H29）〔振興開発補助金〕 ● 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供。【村】（H26～H28） ● 亜熱帯農業センター（父島）の分析機器の整備を行い、より詳細・効率的な分析が可能となったほか、新規就農者を含む生産者へ研究成果の還元や技術指導を実施。【都】（H26～H29） ● 亜熱帯農業センターにおいて、パッションフルーツ等の基幹作物の生産力強化に向けた収量増大のための技術開発等を行い、得られた成果について、島内農業者を対象とした成果報告会や巡回指導等により情報提供。【都】（H27） ● 営農研修所（母島）、JA及び村役場の3者が協同し、新規就農者を含む生産者へ研究成果の還元とともに技術指導を実施。【都】（H27～H29） ● 意欲が高く就農間もない農業者に対して給付金を支給（就農から5年間、年間150万円）。【村】（ 	<ul style="list-style-type: none"> ● かんがい施設の維持管理の効率化 ● 農業用水の安定供給 ● 農業生産額 H25:129,917千円→H27:130,549千円 ● 農業被害の抑制 ● 農作物の生産性向上と農業経営の安定化 ● 農用地等の利用権設定等を促進【村】 ● 小笠原村農業委員会において、農地情報整理台帳による需給のマッチングを行い、農地流動化を推進【村】（再掲） ● 農道については、経年劣化による舗装や安全施設の改良等を行ったことで、適切な維持管理と村への移管が進められる。 かんがい施設については、パイプラインや水槽などの改修により、維持管理の効率化と農業用水の安定供給が図られた。【都】 ● 東京都の協定に基づき、農道移管を受けて自主管理を実施【村】 ● アフリカマイマイについて、農業被害を抑制するため、都道・農道における拾い捕り、圃場における薬剤防除を実施【都】 ・都道・農道における捕獲 延：69.6ha ・ほ場における薬剤防除 延：276ha ● 病害虫の防除やノヤギの駆除を実施し、農業被害軽減を図った。【村】 ● 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供し、農業経営の安定等を図った。【村】 ● 熱帯果樹の栽培比較試験を実施し、精度の高い試験成績を生産現場に還元した。【都】 ● 熱帯果樹の生産力強化に向けた技術開発を行い、農業者への技術指導を実施した。【都】 ● 営農研修所、JA、村役場と協同して新規就農者を含む生産者へ研究成果の還元とともに技術指導を行った。【都】 ● 集出荷施設等の農業関連施設の整備を検討【都】 ● 農業経営の安定化を図るため、新規就農者へ自立支援を実施するとともに、農産物の販売促進にむけて知名度向上等を実施【村】 	<p>農業に関しては、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹、主力であるパッションフルーツの島内消費、観光客への需要に応えるための安定供給を推進する。水産業に関しては、漁港や共同利用施設の整備、更新を行いながら、新たな販路の開拓や、付加価値の向上が必要である。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>H26～H29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 農産物の販売促進のため、果実のサンプル模型、出荷箱、チラシ、冊子、出荷用の箱やシールを刷新。【村】(H26～H27) ● 東京島しょ農協母島支店が運営し、農産物や加工品を販売するECサイト「小笠原産直市場」※のPRカードの作成や都庁観光PRコーナーでのパッションフルーツ販売会、東京・竹芝客船ターミナルで開催された「小笠原DAY」でのミニトマト販売出展の実施などにより、小笠原ブランドの知名度向上を図った。【村】(H27～H29) ※小笠原産直市場 http://store.shopping.yahoo.co.jp/ogasawara-market/ ● 集出荷施設等の農業関連施設の整備を検討。【都】(H27) ● 耐津波性の強化による漁港施設の機能確保のため、防波堤改良を実施。【都】(H26) <防波堤改良> 二見漁港(父島) 7m ● 岸壁上部工補修等、漁港施設の機能確保のため、維持補修を実施。【都】(H26) ● 漁船の安全な避難と円滑な漁業活動を確保するとともに、直背後に位置する漁港施設の津波による被害を軽減するため、防波堤を新設。【都】(H28) [振興開発補助金] <防波堤新設> 二見漁港(父島) 15m ● 漁港施設の機能確保のための維持補修工事を実施。【都】(H28) <離岸堤補修・改良> 二見漁港(父島) 改良30m ● 水産物の品質保持や衛生管理のため、二見漁港(父島)に日除け施設を新設。【都】(H27) ● 調査指導船「興洋」による海況の把握や試験操業、無線局の維持等により、漁業生産性の向上や操業の安全を通して水産業を振興。【都】(H26～H29) ● 先進地の事例調査を実施するとともに、容器包装については小笠原産をPRする独自デザインとし、小笠原ブランドの認知度の向上に向けた取組を推進。【村】(H26) ● 漁業経営の効率化を図るためスチール製パレット台、パレット台車、クレーンスケールを購入し、市場名ステッカーを作成してPRを充実させるととも 	<ul style="list-style-type: none"> ● 漁港の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船等の安全な停泊を確保 ・ 津波による漁港施設への被害低減 ・ 漁獲金額 H25:501百万円→H28:764百万円 ● 水産物の品質保持や衛生管理 ● 水産業を振興 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産性の向上及び持続可能な漁業経営の安定化 ● 水産業振興のための施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船修理施設の整備による作業員の作業環境の改善や作業効率の向上 ・ 漁業従事者の確保・育成の促進 ● 漁港の静穏度確保や地震津波対策のための施設整備については、防波堤改良が完了し、防波堤新設を実施中【都】 ● 漁港施設の機能保全、維持管理については、岸壁上部工補修や離岸堤補修・改良などを実施【都】 ● 水産物の品質保持・衛生管理関係施設については、日除け施設の整備を完了【都】 ● 小笠原ブランドの知名度向上を図る取組に対して支援を実施し、水産物の安定供給を推進【村】 ● 調査指導船「興洋」による海況の把握や試験操業を実施し、小笠原の水産業振興に寄与した。【都】 <運行日数> 150日(H26) 155日(H27) 119日(H28) 136日(H29) ● 漁業無線指導については、気象情報の放送や遭難 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>に、市場及び販路調査を実施。【村】(H27～H28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高圧洗浄機や新たな出荷用資材の試験導入等を行い、衛生的かつ鮮度維持能力の向上を図った。【村】(H29) ● 漁業者の作業環境や効率を改善するため、漁船修理施設の工事を実施。【都】(H26) ● 漁業従事者の確保・育成のため、漁船船員厚生施設(世帯用)を整備。【都】(H28・H29) [振興開発補助金] ● 離島漁業再生支援交付金(離島の漁業集落が行う離島漁業再生に係る漁場の生産力の向上等)【国】(H26～H29) <p>(参考) 密漁船に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国サンゴ船の違法操業対策(外国漁船の違法操業に対する罰金の引上げ、取締り体制の強化)【国】(H26～H29) ・ 小笠原諸島周辺海域宝石サンゴ緊急対策事業(違法操業のサンゴ資源及び海底環境等に与える影響の調査)【国】(H26) ・ 韓国・中国等外国漁船操業対策事業(漁業者による外国漁船の投棄漁具等の回収・処分、外国漁船の操業状況の調査・監視等の支援)【国】(H26～H29) ・ 中国サンゴ船による違法操業に関する関係機関の連携による情報連絡体制の構築。【国・都・村】(H26～H28) ・ 密漁船対策について、関係機関に対策の継続を要望。【村】(H27) <ul style="list-style-type: none"> ● 商工会が実施する小規模事業者の経営安定化を目的とした経営改善普及事業に対し、補助金による支援を行い、商工会の育成及び経営指導力の向上を推進。【都】(H26～H29) ● 商工会が実施する講演会や相談会等を支援。【村】(H26～H29) <ul style="list-style-type: none"> ● ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入がないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施。【都】(H26～H29) [振興開発補助金] 	<p>信号の傍受を行い、管内漁船の安全操業に寄与した。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 漁船修理施設を整備し、作業環境の改善が図られた。【都】 ● 漁船船員厚生施設を整備し、漁業従事者確保のための体制が整備された。【都】 <ul style="list-style-type: none"> ● 離島漁業の維持・再生に寄与 <ul style="list-style-type: none"> ・ H26年に2件、H27年に2件のサンゴ船を拿捕した以降、同海域で中国サンゴ船は確認されていない。 ・ (1) 中国サンゴ船の違法操業によると思われる残存漁具や宝石サンゴの破損などを確認した。 ・ (2) 違法操業の痕跡が見られた調査地点においても、宝石サンゴが生息していることを確認した。 ・ (3) 違法操業が海底地形に大きな変化を与えた痕跡や、ゴーストフィッシング(残存漁具による生物捕獲)は確認されなかった。 ・ 漁業者により、外国漁船の操業状況の調査・監視や、外国漁船の投棄した漁具の回収・処分が実施された。 <ul style="list-style-type: none"> ● 経営改善普及事業実績【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回相談(396件) ・ 窓口相談(369件) ・ 講習会開催(39回) ・ 金融斡旋(32件) ・ 記帳指導(604回)(H26～H28) ● 商工会の実施する講演会や相談会等に対する支援を実施し、商店間の連携強化等を図った。【村】 ● 農作物への被害予防 ● 農業生産の安定化 ● 技術の改善・普及等により農林水産業の振興を推進 ● ミカンコミバエの再侵入警戒調査を実施し、侵入が 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p><トラップ調査> 50カ所 (H28) 60カ所 (H29、H27、H26)</p> <p><果実分解調査> 約5,000個 (H29) 4,412個 (H28) 5,391個 (H27) 7,197個 (H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹作物であるパッションフルーツについて、地中加温栽培による収穫期の前進化の可能性が示唆されたほか、菊池レモンについて、開花時期を解明するとともに、従来の収穫時期と異なる4～5月の収穫の可能性を解明。【都】 (H26) ● パッションフルーツ電照施設栽培において、12月に加温を開始することによる収穫増を明らかにするとともに、レモン高品質果実生産や保存技術開発、適正着果量の解明等を行い、生産者向け栽培マニュアルの作成・配布を実施。【都】 (H27) ● 亜熱帯農業センターにおいて、小笠原レモンの日焼け抑制技術を開発するとともに貯蔵特性を解明し、小笠原オレンジの果実品質特性・貯蔵特性も明らかにした。また、パッションフルーツ耐暑性品種の適応性評価を実施。【都】 (H28) ● レモン施設栽培における特性および長期貯蔵手法の効果明らかにした。また、パッションフルーツの暑熱対策処理の効果や侵入害虫対策として鉢土の温水処理技術の開発を行った。【都】 (H29) ● 東京島しょ農業協同組合の倉庫兼集出荷施設の改築整備の基本設計を実施。【都】 (H28) [振興開発補助金] 産業労働局 ● 定着性魚類資源の資源変動を把握するとともに、磯根資源の生態把握に必要な飼育環境を維持するため、老朽化した水産センターの加圧式ろ過設備更新のための実施設計 (H26)・工事 (H27)、非常用発電機更新のための設計 (H28)・工事 (H29) を実施。【都】 (H26～H28) [振興開発補助金] ● 水産センターの展示水槽の維持に必要な加圧式ろ過設備更新のための実施設計を実施。【都】 (H26) (再掲) ● 水産センターの展示水槽の維持に必要な老朽化した加圧式ろ過設備更新のための工事を実施。【都】 (H27) ● 水産センターの飼育観察棟で観光客向けに水槽の展示を行い、高校生の実習・見学等を受入。【都】 (H26～H29) 	<p>ないことを確認するとともに、アフリカマイマイ等病害虫防除対策について試験研究を実施【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 菊池レモンの施設栽培における特性、パッションフルーツの電照栽培でLEDの利用が有用であることを明らかにし、栽培の低コスト化に寄与する成果を得た。【都】 ● 「小笠原の農作物病害図鑑」を作成し、農家や関係者に配布。病害虫防除技術向上に寄与した。【都】 ● ハタ類について、資源の持続的利用に向けて、生態学的な基礎情報の収集とともに生産した種苗を放流することで資源量調査を実施し、資源管理手法の開発に寄与した。 メカジキについては、漁業生産性の向上に向けて、生態学的な基礎情報の収集とともに漁場予測技術の開発や水揚げ情報による資源状況の把握を実施し、操業の効率化に寄与した。【都】 ● 集出荷施設等の農業関連施設の整備を検討【都】 ● 農地の流動化のため、都・村・農業委員会等の関係機関が連携し、農地の実態調査や地権者の意見を聴取し、農業委員会だよりに掲載する等、情報提供を行った。 農道については、国有林譲与に向けた測量調査を実施。移管に向けて事務処理を進めている。 かんがい施設は、送水管の改修や水槽の更新を実施。安定した農業用水の供給が図れている。【都】 ● 東京都の協定に基づき、農道移管を受けて自主管理を実施【村】 (再掲) <p>● 水産センターでは、魚類等を継続的に飼育していくために、老朽化した海水設備、電気設備等を整備し、飼育観察棟を一般開放することで、島内外からの来館者は3000人/年を超え観光スポットになるとともに、島内の中学生や島外の修学旅行生、実習船の学生を受け入れることで学習施設としても活用している。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 亜熱帯農業センターでは、小笠原固有植物と熱帯果樹を展示し島内ガイドツアーに組み込むことで、小笠 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ● 亜熱帯農業センターの再整備により、よりわかりやすい小笠原の植物の紹介が可能となったほか、熱帯果樹の展示栽培も実施。島内陸域ガイドによるツアー利用や島内保育園の野外活動への協力等、小笠原の自然、農業について学ぶ場を提供。【都】(H26～H29) 	<p>原の植物を紹介できる場を提供した。島内保育園・小学校・高校などの野外活動への協力し、小笠原の農業と自然を学ぶ場として機能している。【都】</p>	
4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項			
<p>小笠原諸島への定住促進を図る点からも同諸島へのUターン・Iターンの受入れ環境の整備が重要であり、その中でも地域における雇用機会の拡充、職業能力の開発を通じた就業の促進は重要な課題の一つである。このため、営農研修施設等を活用した農業技術指導等により、新規就農者に対する自立支援を行うほか、船員厚生施設を活用して新規漁業就労者の確保・育成に取り組む等の施策を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 営農研修所(母島)第一ほ場について、農業者の技術指導に資する研修ほ場として活用するための整備を実施。【都】(H26) ● 営農研修施設(母島)の管理棟の整備に向けた調整及び設計委託を実施。【都】(H27～H28) [振興開発補助金] ● 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供。【村】(H26～H29) (再掲) ● 意欲が高く就農間もない農業者に対して給付金を支給(就農から5年間、年間150万円)。【村】(H26～H29) (再掲) ● 漁船修理施設について、漁業者の作業環境及び効率性を改善するための工事を実施。【都】(H26) (再掲) ● 漁業従事者の確保・育成のため、漁船船員厚生施設(世帯用)を整備。【都】(H28・H29) [振興開発補助金] (再掲) ● 離島漁業新規就業者特別対策交付金(離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援)【国】(H27～H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を生かした農業・漁業や観光の振興による雇用機会の拡充 ● 営農研修所(母島)第一ほ場を整備するとともに、管理棟の設計委託を実施【都】 ● 中ノ平自立支援農業団体団地で提供している6区画のうち1区画について新規就農者が決定し、雇用機会の拡充を図った。【村】 ● 漁船修理施設を整備し、作業環境の改善が図られた。【都】 ● 漁船船員厚生施設を整備し、漁業従事者確保のための体制が整備された。【都】 ● 離島漁業の維持・再生に寄与 	<p>新規就農者が安定した農業を営むため、農業技術指導等による新しい担い手の育成や農業経営の改善を引き続き推進する。 主力であるパッションフルーツの販路拡大などによる生産拡大や、水産業における加工品の開発等、産業振興を図ることで雇用を創出する。</p>
5 住宅及び生活環境の整備に関する基本的な事項			
<p>小笠原諸島の住民の生活の安定及び福祉の向上のため、公営の住宅、上下水道、医療施設等の諸施設について、老朽化対策等も含めて整備・充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原住宅の維持・管理を継続的に実施。【都】(H26～H28) ● 母島沖村アパート建替えのための村民説明会、敷地測量、地盤調査及び基本計画を実施。【都】(H27) ● 母島沖村アパート建替えのための基本設計を実施するとともに、父島清瀬アパートの建替え基本計画を検討。【都】(H28) ● 母島沖村アパートの建替え基本計画を策定。また、建替えのための基本設計、造成予備設計及び地盤調査を実施。【都】(H29) ● 小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、新たな仕組み、管理制度の改正及び都と村の役割分担に 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化した小笠原住宅の建替えを計画的に推進 ● 小笠原村による管理業務の実施後、財産の移管を行うことで、小笠原村が自身の手で住宅政策を進めていく方向に進むことに寄与している。【都】 ● 小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、移管を前提とした今後のあり方について協議【都・村】 ● 小笠原村全体の住宅政策のあり方についても検討【村】 ● シロアリ総合対策について、毎年4回集中防除を実施し、駆除・調査・家屋無料点検等を継続。住民への家屋防蟻処理奨励金を交付。 外来種除去事業主に対して事業に起因するイエシロアリ対策を講じるよう申し入れするなど、総合的な対 	<p>定住の促進や生活の安定・向上のために住まいは重要な要素であることから、村民やUIターン希望者のニーズに沿った住環境を整えるとともに、水の安定供給など良好な生活環境を整備することが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>ついて協議。【都・村】(H26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、移管を前提とした意見交換を行い、基本的な考え方(案)について協議。【都・村】(H27) ● 小笠原住宅の老朽化に伴う建替えに向けて、移管を前提とした今後のあり方について協議。【都・村】(H28) ● 住宅政策全体として補完していかなければならない事項について確認・把握。【村】(H26～H27) ● 小笠原村全体の住宅政策のあり方について調査を実施。【村】(H29) ● 侵略的外来種のイエシロアリ防除対策について、母島北部で状況の悪化が見受けられることから、母島に重点を置き、シロアリの南下を阻止するためモニタリング調査等を含む根絶対策を実施。父島では人とシロアリの住み分け方針に基づき、調査駆除を実施。また、外来植物除去事業者に対し、事業による枯殺木に起因するイエシロアリ対策を講じるよう申し入れ。【村】(H26～H29) ● 父島において、浄水場の老朽化に伴う建替えとともに高台への移転工事を進め、新扇浦浄水場を平成27年3月に供用を開始し、より安心・安全な水の供給体制を構築。母島においては、沖村浄水場の老朽化に伴う建替えについて、計画的に進捗。【村】(H26) ● 新たな水源確保のための父島第二原水調整池の整備のあり方について、方針を作成。【村】(H26) ● 新たな水源確保と安定供給のための父島第二原水調整池整備及び清瀬配水池建替の詳細設計を実施。【村】(H27) ● 新たな水源確保と安定供給のための父島第二原水調整池整備及び清瀬配水池建替工事を実施。【村】(H28・H29) [振興開発補助金] ● 母島の沖村浄水場の建替えについて、既設解体(H26, 28)、管理棟建築(H27)、擁壁築造(H28)、浄水機棟建築・浄水プラント製作(H29)を実施し計画的に進捗。【村】(H27～H29) [振興開発補助金] ● 母島の沖村浄水場の建替えについて、既設管理棟の解体などを計画的に実施。【村】(H28) [振興開発補助金] ● 計画的な水道施設整備及び維持管理を行うための指導・助言を実施。【都】(H26～H29) ● 処理施設等の更新・改良については、村の事業執行にあたり、廃掃法上の必要な手続きについて助言。【都】(H27～H28) 	<p>策を推進した。【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 良好な生活衛生環境維持・確保 ● 父島において、浄水場の老朽化に伴う建替えとともに高台への移転工事を進め、新扇浦浄水場を平成27年3月に供用を開始。より安心・安全な水の供給体制を構築【村】 母島においては、沖村浄水場の老朽化に伴う建替えについて、管理棟建築、浄水機棟建築及び浄水プラント製作を行うなど計画的に進捗。【村】 ● 新たな水源確保のための父島第二原水調整池の整備を計画的に進捗【村】 ● 水道の安定供給のため、清瀬配水池を整備(更新)【村】 ● 年3回の現地調査を実施し、計画的な水道施設整備、維持管理に対する指導・助言を行った。【都】 ● 自然環境保護に寄与 ● 安定的な放流水質の確保 ● 村の事業執行に対し、廃掃法上の必要な手続き等に 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ● 父島において、汚泥減量のため、し尿処理施設の屋上への天日乾燥床設置に向けた設計を実施するとともに、母島において、電気設備の安定的な機能維持に向けた取組を実施。【村】(H26) ● 父島では、し尿処理場の電気・機械設備改良に伴う設計を完了。母島では、中継ポンプ場の電気設備を改良し、安定的な機能を維持。【村】(H27) ● 父島において、新たに2基の合併処理浄化槽を設置することで、生活排水処理のより適切な処理を実施するとともに、設備の適正な維持管理を実施。【村】(H26) ● 父島において、新たに1基の合併処理浄化槽を整備することで、生活排水のより適切な処理を実施するとともに、設備の適正な維持管理を実施。【村】(H27) ● 父島において、既設の合併処理浄化槽を1基更新した。【村】(H28) [振興開発補助金] ● 母島し尿処理場において、安定的な放流水質を確保するため、母島し尿処理場の老朽化している機械設備の改良工事が完了。【村】(H28) [振興開発補助金] ● 父島し尿処理場において、安定的な放流水質を確保するため、し尿処理場の老朽化している1系の機械設備(汚泥処理設備、砂ろ過・散気装置の一部)の改良工事が完了。【村】(H29) [振興開発補助金] ● 単純焼却量・埋立量削減のため、リサイクル率の向上に向けた、住民の意識啓発やごみの減量化・資源の有効活用を実施。【村】(H26～H28) ● 焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による焼却施設の延命化。【村】(H26～H28) 	<p>ついて、必要な助言等を行った。【都】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● し尿処理施設について、父島では機器改良等の設計(H26)を実施するとともに、母島においては、中継ポンプ場の電気改良や処理施設の老朽化した機器整備を完了(H26～H28)。【村】 ● 父島し尿処理場の老朽化した1系機械設備(汚泥処理設備、砂ろ過・散気装置の一部)の改良工事を完了し、機械設備改良の進捗を図った。(H29)。【村】 ● 浄化槽については、合併処理浄化槽を設置することで、生活排水処理のより適切な処理を実施するとともに、設備の適正な維持管理を実施【村】 <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な循環型社会構築の推進 ● リサイクル率の向上による循環型社会構築を推進した。【村】 リサイクル率H26 : 36.0%⇒H28 : 37.8% ● 焼却炉の年次精密点検・定期補修を実施し、予防保守による焼却施設の延命を図った。【村】 	
6 保健衛生の向上に関する基本的な事項			
<p>定住の促進を図る上で、住民の健康の維持は重要な課題であり、保健、医療及び福祉の連携による総合的な健康づくりや疾病の予防への取組を促進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な保健活動の継続に向け、「島しょ保健所・町村合同保健師業務連絡会」を都庁内で開催。【都】(H27～H29) ● 看護学科教授を派遣し、保健師の定着を目的として、現地研修を実施。【都】(H27～H29) ● 健康診査の対象年齢の引き下げ(40歳以上を30歳以上に)や本土からの検診班の招へいによる、受診機会の確保。【都】(H26～H29) ● 年度当初に全戸配布している「保健所だより」により、事業者・住民に対し健康診査を広報し、受診状況の維持に努め、健康増進の意識向上を推進。【都・村】(H26～H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 安定的な保健活動の継続 ● 住民の健康増進 ● 毎年2回、「島しょ保健所・町村合同保健師連絡会」を都庁内で開催し、他の島しょ町村等の取組の意見交換、最新情報の提供を行い、安定的な保健活動の継続に努めた。【都】 ● 看護学科教授等保健活動サポーターによる現地研修、「島しょ保健師・町村合同保健師連絡会」を活用した都庁研修を行い、村保健師の人材育成に努めた。【都】 ● 健康診査の対象年齢の引き下げや本土から検診班を招へいすることで受診機会を確保した。【都】 	<p>住民の健康の維持、疾病の予防等を図るため、引き続き、健康診査の受診機会の確保や母子保健・疾病予防など保健衛生事業に取り組むことが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別具体事案を通じて、医療福祉担当スタッフとの情報共有と連携を強化し、疾病予防などの支援を実施。【村】(H26～H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「保健所だより」を全戸配布し、事業者・住民に対し健康診査を広報し、受診状況の維持に努め健康増進の意識向上を推進した。【都・村】 ● 個別具体事案を通じて、医療福祉担当スタッフとの情報共有と連携を強化し、疾病予防などの支援を実施するなど連携体制の強化・充実を図った。【村】 	
7 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項			
<p>高齢者の介護ニーズに的確に対応するため、介護サービスの充実を図るとともに、高齢者の社会参加や健康づくりを促進し、高齢者福祉の充実を図る。</p> <p>また、保育施設の整備をはじめとして、子育て支援の各種サービスが体系的・効率的に提供できる体制を構築し、児童福祉の充実を図る。</p> <p>さらに、社会福祉活動の拠点となる社会福祉施設等の整備・充実により、地域の活動と一体的に福祉サービスの提供を図る。</p> <p>なお、他の地域との間の介護サービス及び保育サービスを受けられるための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 都全域における介護人材の確保及び資質向上を図るため、介護人材向けの研修を実施。【都】(H26～H29) ● リハビリの充実により、高齢者の在宅支援を充実。【村】(H26～H27) ● 地域ケア会議の開催。【村】(H28・H29) ● 認知症初期集中支援チーム事前会議を開催。【村】(H29) ● 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置【国】(H26～H29) ● 介護保険サービスの確保・充実のため、国の離島等サービス確保対策事業に基づく検討委員会を実施【国】(H26～H28) ● 保育施設実施計画を策定し、施設整備に係る具体的な課題調整を実施。【村】(H26～H27) ● 子供家庭支援センターの運営経費等について、包括補助により支援。【都】(H26～H29) ● 老朽化し、また、津波浸水区域に立地している母島村民会館及び併設している母島保育園の高台移転も含めた今後のあり方を検討。【村】(H27) ● 老朽化し、また、津波浸水区域に立地している母島村民会館と高台への移転が決定した母島保育園の合築での建替えを決定し、用地測量等を実施。【村】(H28) [振興開発補助金] ● 母島村民会館及び母島保育園の建替えについて、用地買収、斜面地対策工概略設計、敷地造成工概略設計、自然環境調査、地質調査等を実施した。【村】(H29) [振興開発補助金] ● 東京都児童相談センターが巡回相談実施時に協議会を開催し、要支援家族に対するサービス改善に向けた検討を実施。【村】(H26～H27) ● 東京都児童相談センターの専門家が巡回相談で来 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者・障害者福祉の増進 ● 各年度3回、「離島等サービス確保対策検討委員会」を開催し、離島等地域における介護保険サービスの確保対策等について検討を行った。【都】 ● 小笠原村も含めた東京都全域における介護人材向けの各種研修等を実施【都】 ● リハビリの充実により、高齢者の在宅支援を充実し、総合的な高齢者福祉の充実を図った。【村】 ● 地域ケア会議や認知症等の会議を開催し、関係機関の連携強化・情報共有を行い、地域の総合的な高齢者福祉の充実を図った。 ● 離島等地域における特別地域加算によって増額される利用者負担を軽減することで、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図ることができた。 ● 年に3回、離島等サービス確保対策検討委員会・作業部会合同部会を開催し、島嶼地域の町村における介護保険サービス提供体制の確保を図った。 ● 子供家庭支援センター運営費補助を実施【都】 ● 老朽化し、津波浸水区域に立地している母島村民会館及び併設している母島保育園の高台移転に向けた用地測量等を実施し、計画的に事業進捗を図った。【村】 ● 東京都児童相談センターの巡回相談実施時に要保護児童地域連絡協議会を開催し、要支援・要保護児童への対応を検討【村】 ● 東京都児童相談センターの専門家が巡回相談で来島した際に、重度心身障害児等の情報共有と具体的な支援を検討する場として「要保護児童地域連絡協議会」を開催【村】 	<p>小笠原村の高齢化率は12.7%と全国と比べて低い水準にあるものの、高齢者の数は年々増加していることから、介護サービスの確保・充実、介護人材の確保及び資質向上など、高齢者が生き生きと暮らすことができる福祉環境の整備が必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>島した際に、多動児や脳性麻痺などの障害児の情報共有と具体的な支援を検討する場として設置された「要保護児童地域連絡協議会（村と関係団体等から構成）」を開催。【村】（H28・H29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● へき地保育所の運営費に対する補助（離島等の地域で通常の保育所を設けることが困難な地域において設置するへき地保育所の運営費に対する補助）【国】（H26） ● 特例地域型保育給付による保育施設に対する補助（離島等の地域で通常の保育所等を設けることが困難な地域において設置する保育施設の運営費に対する補助）【国】（H27～H28） ● 母島村民会館の老朽化に伴う建替えについて、移転候補地の現状測量や地質調査を実施。【村】（H26） ● 老朽化し、また、津波浸水区域に立地している母島村民会館及び併設している母島保育園の高台移転も含めた今後のあり方を検討。【村】（H27）（再掲） ● 老朽化し、また、津波浸水区域に立地している母島村民会館と高台への移転が決定した母島保育園の合築での建替えを決定し、用地測量等を実施。【村】（H28）【振興開発補助金】（再掲） ● 母島村民会館及び母島保育園の建替えについて、用地買収、斜面地対策工概略設計、敷地造成工概略設計、自然環境調査、地質調査等を実施した。【村】（H29）【振興開発補助金】（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化し、津波浸水区域に立地している母島村民会館及び併設している母島保育園の高台移転に向けた用地測量等を実施し、計画的に事業進捗を図った。【村】（再掲） 	
<p>8 医療の確保等に関する基本的な事項</p> <p>医療については、小笠原村の診療所は一次医療機関であるとともに、小笠原諸島周辺海域における唯一の医療機関であり、本土から極めて隔絶した同諸島の地理的な特殊事情から、必要な医師・看護師の確保等の対策は重要な課題である。このため、医療・福祉複合施設を活用し、地域の実情に合わせて一定の医療の確保を図るとともに、本土を含めた医療施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の相互間の有機的な連携を図る。</p> <p>また、妊婦が本土等において健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保していくことや、東京都が医療計画を策定するに当たっては、小笠原村において医師及び病床の確保等により必要な医療が確保されるよう適切な配慮をすることが重要である。</p> <p>なお、他の地域との間の保健医療サービスを受ける</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治医科大卒業医師の派遣や代診医派遣等による医師等の確保に対する支援、専門医療の確保に対する支援等、各種補助事業を実施。【都】（H26～H29） ● 小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保。【村】（H26～H29）【振興開発補助金】 ● 都立広尾病院と島しょ医療機関との間に設置している画像電送システムの更新により、エックス線写真やCTフィルム等の医療用画像を同時に見ながら書き込みができる機能が追加されたほか、操作性・画像表示能力が向上。【都】（H27） ● 画像電送システムを活用し、島しょ地域、都庁及び都立広尾病院をインターネット回線で結び、東京都へき地医療連絡会での症例検討や各種研修を実施。【都】（H27～H29） ● 母島への出張リハビリサービスの提供を実施。【村】 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定の医療水準の確保 ● 救急医療体制の確保 ● 自治医科大学卒業医師の派遣及び代診医派遣により医師を確保 <ul style="list-style-type: none"> ・自治医大卒医の派遣 H26、H27、H28、H29 各2名 ・代診医派遣 H26 4回50日、H27 4回43日、 H28 2回27日、H29 0回 0日 ● 看護職員を確保するために看護職員向け現地見学会の広報及び経費の補助を実施。 <ul style="list-style-type: none"> H28 看護師 2名確保 H29 看護師 1名確保 ● 東京都へき地医療運営費等補助により、専門医療の確保等に必要経費の補助を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・専門医療の確保 	<p>一定の医療水準を確保するため、診療所の運営の支援や医療従事者・専門医療の確保、遠隔医療の活用などの取組を行うとともに、予防医療の充実や出産への支援、島外の病院への迅速な搬送などを可能とする救急医療体制の確保が必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>ための条件の格差是正を図るため、その住民負担の軽減について適切な配慮をすることが重要である。</p>	<p>】(H26～H29)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保健、福祉部門との連携により療養期・回復期における内地医療機関への円滑な受入れ体制を調整。【村】(H26～H29) ● 内地受入医療機関と介護員の相互派遣研修を実施し、連携を強化。【村】(H28・H29) ● リハビリに関して内地医療機関と連携した業務支援体制を構築。【村】(H29) ● 母親と子供の健康保持と増進をはかる母子保健の向上に向け、妊娠及び出産にかかる費用の一部支援を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター(宿泊施設及び保育所を含む)と連携し、母子、家族を支援。【村】(H26～H29) ● 本土医療受診費用等に伴う、住民負担の軽減を実施。【村】(H26～H29) <p>● へき地保健医療対策費により、小笠原村母島診療所に対し運営費の補助を実施。【国】(H26～H29)</p>	<p>H26 4診療科 41日 H27 4診療科 40日 H28 5診療科 64日 H29 5診療科 67日</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 東京都へき地診療所医療機器整備費補助事業により、医療機器の整備について補助を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・小笠原村診療所 <ul style="list-style-type: none"> H28 生化学自動分析装置 H29 超音波画像診断装置 ・小笠原村母島診療所 <ul style="list-style-type: none"> H27 歯科用X線装置 H28 ガス滅菌器 ● 平成27年度に電送システムの更新を行い、操作性・画像表示能力が向上。 ● 画像電送システムを用いた都立広尾病院による診療支援を実施 H26 172件、H27 266件、 H28 412件、H29 296件 ● 画像電送システムを活用した症例検討及び研修を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・症例検討 H26、H27、H28 各10回、H29 9回 ・研修 H27 1回、H28 2回、H29 1回 ● 小笠原諸島振興開発事業としての各診療所の管理運営、医療機材整備等の実施による一定の医療水準の確保を図った。【村】 ● 母島への出張リハビリサービスの提供を実施し、地域間の格差解消に努めた。【村】 ● 保健、福祉部門との連携により療養期・回復期における内地医療機関への円滑な受入れ体制を調整し、保健・福祉との強化・充実を図った。【村】 ● 内地受入医療機関と介護員の相互派遣研修を実施し、連携を強化【村】 ● 内地医療機関と連携した業務支援体制を構築し、リハビリ部門の強化を図った。【村】 ● 母親と子供の健康保持と増進をはかる母子保健の向上に向け、妊娠及び出産にかかる費用の一部支援を実施。また、内地分娩施設である東京北医療センター(宿泊施設及び保育所を含む)と連携し、母子、家族を支援【村】 ● 本土医療受診費用等に伴う、住民負担の軽減を実施【村】 ● へき地診療所である小笠原村母島診療所に対し運営費の補助を行うことで医療提供体制の確保を行った。 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療施設等設備整備費により、小笠原村診療所及び小笠原村母島診療所に対し医療機器購入の補助を実施。【国】(H27～H29) ● 離島の妊婦健診・出産に係る経費に対する特別交付税措置。【国】(H26～H29) ● 自衛隊の救難飛行艇等により救急患者を本土の病院へ搬送。また、自衛隊機に搭載する現場携行用医療資器材を更新し、自衛隊等の協力の下、救急患者搬送体制の維持・確保を推進。【国・都・村】(H26～H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● へき地診療所である小笠原村診療所等に対し医療機器購入のための補助を行うことで小笠原諸島における医療提供体制の確保を行った。 ● 特別交付税に関する省令により、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う分娩医療機関のない離島(奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。)における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎に出来ることとしており、妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行っている。 ● 自衛隊等の協力の下、自衛隊機等により救急患者を本土の病院へ搬送。 H26 27名、H27 34名、 H28 23名、H29 26名 ● 自衛隊機に搭載する現場携行用医療資器材の更新 H26 AED等の更新 H27 人工呼吸器等の更新 H28 AED用バッテリー等の更新 H29 フィンガーオキシプローブ等の更新 	
9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項			
<p>小笠原諸島は平成23年に世界自然遺産に登録されており、その世界的価値を有する自然の保全や再生、継承の必要性が一層高まっている。そのため、自然環境の保全・再生については、小笠原諸島固有の種をはじめとする希少野生動植物の保護増殖、海岸漂着物等の処理、生態系に係る被害を及ぼすおそれのある外来種の防除、国立公園の適正な保全及び利用等の促進を図る。各種事業の実施に当たっては、新たな外来種の侵入又は拡散の防止を図りつつ、東京都が作成した景観計画や公共事業における環境配慮指針を踏まえ、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、自然環境や景観との調和を図る。</p> <p>また、公害については、水質汚濁等による自然環境等への悪影響の防止に努めるとともに、環境への負荷を低減させる循環型社会を形成していくため、廃棄物の排出抑制やリサイクル等の適正処理の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 父島においてノヤギの排除を実施。【都】(H27～H29) [振興開発事業] ● ノヤギの排除が完了した聳島列島、兄島、弟島における植生回復事業、希少種保全のため鳥類等の調査を継続的に実施。【都】(H26～H29) [振興開発補助金] ● 父島におけるノヤギの排除、自然環境に対する村民理解の醸成に向け、村民意見交換会や視察会を実施。【村】(H26～H28) ● 世界遺産登録5周年記念イベントを実施。【村】(H28) ● 世界遺産委員会からの要請事項である外来種対策として、関係機関と連携を図りながら、関東地方環境事務所、関東森林管理局、東京都及び小笠原村による小笠原生態系保全アクションプランに基づく役割分担により、外来植物等の排除を実施。【都・村】(H26～H29) [振興開発補助金] ● 新たな外来種になり得る愛玩動物について、東京都獣医師会による動物派遣診療や次世代育成授業等を実施し、適正飼育・終生飼育について普及啓発を実施。【村】(H26～H28) ● 平成29年5月に運営開始された小笠原世界遺産センターの動物対処室で行う事業を検討、実施するた 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原の観光資源としての価値の維持 ● 固有種をはじめとする植生景観の破壊抑制 ● ノヤギ排除数(頭数) 【都】 H26 445 H27 295 H28 159 H29 151 (平成30年3月20日現在) ● 南島と母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムの実施。 また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】 ● 自然ガイド登録数(人) 更新 新規 総数 H26 145 25 272 H27 89 15 274 H28 146 14 265 H29 83 15 261 ● 村民意見交換会や遺産登録5周年記念イベント、視察会の実施により、自然環境に対する村民理解の醸成を図った。【村】 ● 愛玩動物も新たな外来種になり得るため、東京都獣医師会による動物派遣診療や次世代育成授業等を実施し、適正飼養・終生飼養の普及啓発を図った。【村】 	<p>小笠原諸島の貴重な自然環境を保全するため、固有種をはじめとする希少野生動植物のモニタリングや保護・回復、外来種の進入防止・防除を図るとともに、環境の保全に関する理解を深めるため、住民や島外からの来訪者に対する教育・広報活動の充実を図ることが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>めの「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」(略称：小笠原動物協議会)を設立。【村】(H28)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関係行政機関や民間団体とともに「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」(略称：小笠原動物協議会)を組織し、小笠原世界遺産センター動物対処室において、希少野生動物の保護や愛玩動物の適正飼養の推進による新たな外来種の侵入・拡散リスクの低減に関する事業を開始した。【村】(H29) ● 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムとして、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用。【都・村】(H26～H29)[振興開発補助金] ● 「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」を作成し、平成28年1月、エコツーリズム推進法(平成19年法律第105号)に基づき主務大臣により認定【国・都・村】(H27) ● 老朽化や降雨による洗掘で歩きにくくなった歩道を改修し、安全・快適性を確保。改修に当たっては、関連する団体と意見交換を実施。【都】[振興開発補助金](H26～H28) <ul style="list-style-type: none"> ● 外来生物の侵入防止柵を設置するなど自然再生事業を実施した(国立公園等整備費(自然再生事業))。【国】(H26～H28) ● 遺産地域等貴重な自然環境保全推進事業(世界自然遺産地域における科学的知見に基づいた順応的保全管理の実施)【国】(H26～H29) <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンアノール、外来ネズミ等各種外来種対策に関するワーキンググループにて、効果的な対策と完全排除に向けた取組の検討を実施。(H26～H29) ・新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループを設置、効果的な対策の検討及び侵入、拡散防止の検討を実施。(H27) ・世界遺産登録、外来種対策等状況の変化及び新たな知見を踏まえ、「世界自然遺産小笠原諸島管理計画」を改訂。(H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成29年度以降の体制構築のため、関係機関と調整を実施し、世界遺産センター動物対処室を運営する「おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会」(略称：小笠原動物協議会)を設立した。【村】 <ul style="list-style-type: none"> ● 観光客の安全確保 ● 歩道の改修工事を実施し、安全・快適性を確保している。【都】 <ul style="list-style-type: none"> ・父島旭山線歩道：H27, 28 ※全路線の改修完了 ・父島海岸線歩道：H26～28 ・母島南崎線歩道：H26, 28, 29 ・母島山稜線歩道：H29 ● 侵入防止柵の設置により外来生物の拡散防止が図られるとともに、同時に防除等を進めることで、一部の希少種の回復が見られている。 ● 外来種対策を推進した結果、世界遺産の価値である固有な希少種への影響が最低限に抑えられるとともに、一部の希少種の回復が見られるなど、世界遺産の価値が適切に維持され、危機遺産リストへの記載が回避されている。 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来種対策や希少種保全の拠点となる小笠原遺産センターの整備、運用を開始 (H29) ● 国立・国定公園の海域適正管理強化事業 (ウミガメや海鳥の繁殖地等における海岸ゴミ清掃、海域公園地区における水温計測等) 【国】 (H26～H28) ● グリーンアノール対策事業 (自然地域における外来生物緊急対策事業) による小笠原国立公園父島列島グリーンアノール重点防除業務の継続等。【国】 (H27～H28) ● 国立・国定公園新規指定等推進事業 (小笠原国立公園の公園計画にかかる基礎調査業務を実施) 【国】 (H27) ● 大神山地区において、外来植物 (ギンネム、モクマオウ、リュウキュウマツ等) の除去と眺望や景観に配慮した在来植物 (ヒメツバキ等) の植栽を実施。【都】 [振興開発補助金] (H26～H28) ● 大神山地区において、在来植物の保全、小笠原固有の自然環境の観賞や来園者の利便性・安全性の向上を目的とした施設整備・改修を実施し、平成28年度にはヒメツバキの谷整備工事が完了。平成29年度には園路改修及び急傾斜地の整備を実施。【都】 [振興開発補助金] (H26～H29) ● 大村中央地区において、休憩施設の改修を実施。【都】 [振興開発補助金] (H29) ● 都、村等が事業主体となり、海岸漂着物を回収・処理 (海岸漂着物等地域対策推進事業)。【国・都・村】 (H26～H29) H26 23 t H27 12 t H28 16 t ● 工場の設置認可等及び指定作業場の設置等に係る事務処理時に、各種環境法及び環境確保条例に基づく指導助言及び書類審査等を実施。【都】 (H26～H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● ウミガメや海鳥繁殖地等において海岸ゴミ清掃を実施し、海域公園地区周辺環境保全を行った。 ● グリーンアノールの防除による分布拡大の防止 ● 固有希少昆虫類等の保全 ● 来園者の利便性・安全性の向上 ● 大神山地区において、約0.1haのヒメツバキの谷の整備が完了し、来園者が安全・快適な周回ができるようにするとともに利便性の向上にも寄与した。 また、外来植物の除去や在来植物の植栽を実施したことで、固有植物の保全・回復を図った。【都】 ● 大神山地区の園路改修及び急傾斜地整備を行い園路利用の快適性及び急傾斜地の安全性に寄与した。【都】 ● 大村中央地区の休憩施設改修を行い、来島者の利便性の向上に寄与した。【都】 ● 本事業により、小笠原諸島における海岸漂着物等の回収・処理が促進され、海岸における良好な景観及び環境の保全が図られた。 ● これまで、7件の工場認可申請 (設置、変更) 及び6件の指定作業場届出書を各種環境法令及び環境確保条例に基づき審査し、受理した。【都】 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項</p> <p>再生可能エネルギーは、その利用に際し環境負荷が小さく、また、国内で調達可能であることなど様々な長所を有しているが、小笠原諸島は、四方を海等に囲まれ、日照条件や風況が良いところが多く、再生可能エネルギーの導入に適していることから、地域の特性を踏まえて、自然環境や景観との調和を図りつつ、再生可能エネルギー等を活用し、自立・分散型エネルギーシステムの構築や同諸島周辺での再生可能エネルギーの活用等地域主導によるエネルギーの安定供給、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを推進することが重要である。</p> <p>また、小笠原諸島における石油製品の流通コストは、本土からの距離や流通経路等により本土と比べて割高となっている。このため、ガソリン小売価格を実質的に引き下げるための支援等により、石油製品の安定的かつ低廉な供給に努めることが望ましい。</p> <p>さらに、新規技術の活用等その他のエネルギー対策を推進することにより、エネルギーの利用に関する条件の他の地域との格差の是正、島民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図ることが重要である。</p> <p>なお、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する基本計画（平成22年7月13日閣議決定）」（低潮線保全基本計画）の中で、特定離島（沖ノ鳥島及び南鳥島）における活動目標の一つとして、海洋における再生可能エネルギー技術（波力発電・潮力発電等）の実用化に向けた取組が掲げられていることにも留意しつつ、このような技術の活用の検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネに対する普及啓発のため、島内発電量の推移を「村民だより」に掲載。【村】（H28） ● 災害時のエネルギーの安定供給を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を避難施設である父島扇浦交流センターに設置。（発電容量10.2kw、蓄電容量8.96kw）【村】（再掲）（H27） ● 災害時のエネルギーの安定供給を図るため、太陽光発電設備を新扇浦浄水場に設置（発電容量22kW）。【村】（H26） ● 太陽光発電設備導入に係る支援について事前協議を実施。【都】（H26） ● 技術開発動向に関する情報を収集【村】（H26） ● 導入済みの太陽光発電設備の運用状況や村有施設における省エネの実施状況調査委託を実施【村】（H29） ● 村の太陽光発電設備の導入に対し、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」を通じて支援を実施。【都】（H27） ● 電力事業者に対して、発電所の津波対策についての要望を行い、電源車の設置及び門扉への防潮板の設置が実現。【村】（H27） ● 島内におけるプロパンガスの価格及び供給の安定のため、プロパンガスの運搬に要する費用に対する補助を継続。【都】（H26～H28） ● 本土と比較して割高となっている離島へのガソリンの輸送費等について、追加的に生ずる流通コスト相当分を補助することで、ガソリン小売価格の低廉化を支援（離島のガソリン流通コスト対策事業）。【国】（H26～H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害に強く環境負荷の小さい地域づくりの推進 ● 平成27年度に、父島扇浦交流センターの太陽光発電（10.2kW）及び蓄電池（8.96kWh）導入を支援【都】 ● 技術開発動向に関する情報収集を図りつつ、省エネに対する普及啓発を実施するとともに、（村民だよりH28）、災害時のエネルギーの安定供給を図るため、新扇浦浄水場に太陽光発電設備を設置（発電容量22kW）し、避難施設である父島扇浦交流センターには太陽光発電設備及び蓄電池を設置した。（発電容量10.2kw、蓄電容量8.96kw）【村】 ● 島内の関係行政機関・団体によるエネルギー対策情報交換会を開催【村】 ● 導入済みの太陽光発電設備の運用状況や村有施設における省エネの実施状況について検証【村】 <p>● 平成28年度においては、小笠原諸島有人2島のガソリン小売価格について平均62.5円/Lの値下げを支援。</p>	<p>小笠原村では主に電力事業者による内燃力発電により電力が供給されているが、環境負荷の小さい地域づくりのため、太陽光発電設備の設置を促進するとともに、住民の生活や産業活動に不可欠な石油製品の低廉な供給を支援することが必要。</p>
<p>11 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する基本的な事項</p> <p>小笠原諸島は、台風の常襲地域であることはもとより、南海トラフ地震に伴う大規模津波等による被害が予想されることを踏まえ、自然環境や景観との調和を図りつつ、避難道路・港湾施設の整備や公共施設の高台への移転、避難救援体制の充実、緊急時のエネルギーの安定供給等の総合的な防災・減災対策を講じ、住民等の安全確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」において、島しょ町村の南海トラフ特別措置法への対応として、事業者の防災対策計画、村の防災対策推進計画、緊急事業計画の作成等を支援。【都】（H26） ● 「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」において、東京都津波避難計画策定指針を踏まえた上で、島しょ町村の津波避難計画作成支援の一環として「津波避難計画モデル」を策定。【都】（H27） ● 「津波対策に関する島しょ町村との連絡会」において、島しょ地域への物資等輸送体制構築事業を説明。【都】（H28 H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災力の向上 ● 津波浸水ハザードマップ基本図を作成して村へ提供するとともに、東京都津波避難計画策定指針を策定し、小笠原村の津波避難計画（平成28年5月）策定を支援【都】 ● 「津波に対策に関する島しょ町村との連絡会」において、島しょ地域への物資等輸送体制構築事業について説明【都】 ● 「島しょ地域における備蓄に関する担当者会議」において、備蓄計画の進捗状況について情報共有を行った。【都】 	<p>小笠原諸島は、台風や大雨、津波等の災害を受けやすい条件にあり、また、多くの住居や公共施設等が海岸沿いの低地に存在していることから、村民・観光客の安全の確保のため、大規模災害に備えた防災対策の計画的な推進や災害発生時の迅速な情報伝達・避難の確保等により、地域防災力の向上を図ることが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<ul style="list-style-type: none"> ● 電力事業者に対して、発電所の津波対策についての要望を行い、電源車の設置及び門扉への防潮板の設置が実現。【村】(H27) ● 災害時のエネルギーの安定供給を図るために避難施設である父島扇浦交流センターに設置した太陽光発電設備及び蓄電池(発電容量:10.2kw蓄電容量:8.96kw)の運用状況の点検を実施するとともに、技術開発動向の情報収集を実施。【村】(H28) ● 電源車の設置場所として高台にある村有地の貸付を開始。【村】(H29) ● 災害時のエネルギーの安定供給を図るため、太陽光発電設備及び蓄電池を避難施設である父島扇浦交流センターに設置。(発電容量:10.2kw、蓄電容量:8.96kw)【村】(H27)(再掲) ● 南海トラフ地震による津波災害等に備え、1週間分の備蓄を検討するに当たり、都と島しょ町村において担当者会議を実施し、「島しょ地域における備蓄の取組指針」を策定。【都】(H27) ● 災害備蓄食料・飲料水の備蓄量を3日分から7日分に増加する等の取組を行うとともに、村民に対して家庭備蓄を推進した。【村】(H27～H29) ● 津波浸水ハザードマップ基本図を作成して村へ提供するとともに、東京都津波避難計画策定指針を策定し、村の津波避難計画策定等を支援。【都】(H26) ● 津波浸水ハザードマップを作成。【村】(H26) ● 村民及び来島者が円滑な津波避難を行うために津波避難計画を策定。【村】(H28) ● 災害時における避難行動要支援者リストを作成し、防災部門・消防団・福祉部門で情報共有。【村】(H26～H29) ● 津波災害を想定した防災訓練を実施するとともに、船客待合所に津波ハザードマップを掲示するなど、来島者に対して災害時対応の普及啓発を実施。【村】(H27) ● 津波時の緊急避難路及び避難目標地点を示す案内板を設置。【村】(H29) ● 地震や津波等を想定した総合防災訓練について、都と小笠原村との合同実施を検討。【都】(H27) ● 大谷川(母島)において、砂防堰堤整備に伴う工事用道路整備を実施。【都】[振興開発補助金](H26～H28) ● 土砂災害警戒区域等の指定を進めるため、基礎調査(溪流や斜面など土砂災害により被害を受けるお 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地震や津波等を想定した総合防災訓練について、都と小笠原村との合同実施を検討【都】 ● 電力事業者に対して、発電所の津波対策についての要望を行い、電源車の設置及び門扉への防潮板が設置された。【村】 ● 技術開発動向に関する情報収集を図りつつ、省エネに対する普及啓発を実施するとともに、(村民だよりH28)、災害時のエネルギーの安定供給を図るため、新扇浦浄水場に太陽光発電設備を設置(発電容量22kW)し、避難施設である父島扇浦交流センターには太陽光発電設備及び蓄電池を設置した。(発電容量10.2kw、蓄電容量8.96kw)【村】(再掲) ● 災害備蓄食料・飲料水の備蓄量を3日分から7日分に増加する等の取組を行うとともに、村民に対して家庭備蓄を推進した。【村】 ● 津波浸水ハザードマップを作成し、津波対策の推進を図った。【村】 ● 村民及び来島者が円滑な津波避難を行うために津波避難計画を策定し、津波対策の推進を図った。【村】 ● 災害時における避難行動要支援者リストを作成し、防災部門・消防団・福祉部門で情報共有し、避難支援対策の強化を図った。【村】 ● 津波災害を想定した防災訓練を実施するとともに、船客待合所に津波ハザードマップを掲示するなど、来島者に対して災害時対応の普及啓発を実施【村】 <ul style="list-style-type: none"> ● 国土の保全と住民・観光客等の安全確保 ● 大谷川(母島)において、砂防堰堤整備に伴う工事用道路の一部を整備【都】 ● 土砂災害警戒区域等の指定を進めるため、基礎調査を実施【都】 	

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>そのある区域の地形、地質、土地利用状況についての調査)を実施。【都】(H28, 29)</p>		
<p>12 教育及び文化の振興に関する基本的な事項</p> <p>教育については、公立学校施設の整備・充実を図るとともに、各種施設を住民に開放し、その有効活用を図る。</p> <p>母島に高等学校等が設置されていないことから、母島外に生徒が居住して高等学校等へ通学することに対する支援を行うほか、小笠原諸島における高等学校等の規模、教職員の配置の状況その他の組織及び運営の状況を勘案して教育の充実を図るため、高等学校等の教職員定数の決定について、配慮が必要である。</p> <p>文化の振興については、島内の文化財の保護に努めるとともに、小笠原諸島特有の民俗文化、歴史を教育に採り入れる等、地域全体での伝承に努める。</p> <p>また、小笠原諸島を海洋資源、民俗文化等の研究・教育の拠点とし、その成果を国内外に情報発信していくことも効果的であり、このような方向性について検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 父島の小笠原小中学校の建替えに向けた調整を実施。【村】(H27～H29) ● 全ての小・中学校、高等学校を対象に島しょ教育研修を実施し、指導主事を派遣したほか、若手教員育成研修、中堅教諭等資質向上研修の実施等により、人材育成のための支援体制の充実に向けた取組を実施。【都】(H26～H29) ● 都立小笠原高校における指導の充実のため、加配教員を1人配置。【都】(H26～H29) ● 高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都に対する補助(離島高校生修学支援事業)。【国】(H26～H29) ● 実施の希望があったクラシック音楽の演奏会を開催し、幅広い年代層を対象に鑑賞機会を提供。【都】(H26～H29) ● 父島・母島両島民のスポーツを通じた相互交流を図り、島民の健康増進及び体力向上並びに村の発展に寄与するため、両島民が参加する「父母交流スポーツ大会」を都民体育大会(島しょ大会)として実施。【都】(H26～H28) ● 東京2020大会の成功に向け、区市町村が主体的に実施するスポーツ振興や地域の活性化につながる事業に支援を実施。(大会成功に向けた区市町村支援事業)【都】(H27～H28) ● 文化財保護及び活用を検討するため、文化財保護審議会を開催。【村】(H29) ● 天然記念物オガサワラオオコウモリによる農産物等への食害対策を行う村への補助を実施(国宝重要文化財等保存整備費補助金)。【国】(H26～H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小・中学校長、副校長対象に、統括指導主事を派遣し、人事考課評価者訓練を実施【都】 ● 若手教員育成研修について、学習指導に関する研修、接遇マナー研修、体罰防止研修及び教育相談に関する研修を実施【都】 ● 中堅教諭等資質向上研修について、授業研究、教育法規等、社会体験研修を実施するなど、中堅教員としての資質向上を図った。【都】 (加配)加配教員配置 1人 ● 父島の小笠原小中学校の建替えに向けた調整を実施し、平成31年度事業開始に向けて進捗を図った。【村】 ● 学力調査の継続実施による経年変化の分析を実施し、学力向上に向けた基礎資料とした。【村】 ● 平成26年度から平成29年度にかけて、約7百万円を、通学費、居住費に要する経費を支援する都に対し、補助を実施した。 ● 小笠原村における芸術文化の振興 ● 東京都交響楽団による演奏会を開催【都】 <参加人数(H26～H28)> ・父島 341人参加 ・母島 340人参加 ● 「父母交流スポーツ大会」の実施【都】 <参加人数(H26～H28)> ・父島 272人参加 ・母島 251人参加 ● スポーツ普及啓発事業への補助を実施【都】 ● 歴史所蔵資料等のデジタルアーカイブ化を実施【村】 ● 文化財保護審議会を開催し、小笠原村の文化財の保護及び活用、新たな文化財の指定などに向けて進捗を図った。【村】 ● オガサワラオオコウモリが絡まない硬質プラスチックを用いた防護柵を開発した。その結果、防護柵設置個所において農産物被害を防止あるいは低減させる一方で、オガサワラオオコウモリの絡まり事故を防止し、本種の保護との両立を図る。 	<p>児童・生徒数の増加に対応した小中学校の施設整備、高等学校の教育を受けるための支援、教職員の指導力向上を図るとともに、小笠原諸島の地域性豊かな文化の保存や次世代への継承等を図ることが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>13 観光の開発に関する基本的な事項</p> <p>観光は、地理的・自然的特性からもたらされる小笠原諸島の持つ魅力を最も生かすことができる産業である。特に、平成23年に世界自然遺産への登録がなされたことにより、定期船による観光客のみならず、クルーズ船の寄港数も増大し、また、客層が若年層だけでなく中高年層にまで広がるとともに、夏季のみならず一年を通じ安定して観光客が来訪する傾向が見られる。このような状況を踏まえて、今後は、歴史や文化に触れ、知的好奇心に応える観光コースの開発等多様な観光ニーズの掘り起こしや受け入れ環境の整備を、外部の人材を含めた多様な主体の連携によりさらに一層進めるとともに、国内外に向けた情報発信の強化・充実による観光地としての知名度・評価の向上を図る。</p> <p>また、世界自然遺産登録の趣旨を踏まえつつ、エコツーリズムの推進を図り、小笠原諸島の貴重な自然環境保全と両立した観光の振興に取り組むため、エコツアーガイド制度の推進やガイドの育成に向けた取組等を推進する。さらに、産業振興促進計画認定制度に基づく特例制度（一定の研修を受けた者を配置することで宿泊業者による地域内の旅行の手配を可能とする旅行業法の特例や、一定の研修を受けることで外国人旅行者への有償ガイドが可能となる通訳案内士法の特例）等を活用することにより、来島者の利便性・快適性を向上させ、観光客の滞在の長期化、リピーターの確保等を図る。</p> <p>なお、現行の小笠原航路については、より一層の利便性・快適性の向上を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本土における観光PRイベント等への参加及び主催イベントを実施。【村】(H26～H27) ● マリンダイビングフェスタ、島じまん2016、ツーリズムEXPOジャパン、アイランダー2016等の本土における観光PRイベント等への参加及び小笠原DAYの主催イベントを実施。【村】(H28) ● 旅行者を直接確保するため、小笠原のツアーを検索できる独自のサイトを開設し、小笠原への興味や旅行を促すため、父島・母島の両観光協会と連携し、現地の新鮮な情報を発信。【村】(H26) ● 従来小笠原旅行を志向していない層と小笠原を結びつける実験的な企画として、ランニングと小笠原旅行のコラボレーション企画「OgasawaRun」を展開。名古屋ウィメンズマラソンとの連携により、その公式Facebookでの企画PR、ゴール会場での観光PRブースの設置、名古屋ウィメンズマラソン出走権付きの特別ツアーを催行。【村】(H27～H28) ● インバウンドも視野に入れた展開のための「体験」をテーマとした小笠原旅行の魅力のアピールする映像を制作し、イベントやWeb上での公開を行った。【村】(H29) ● おがさわら丸において、多様な旅行者ニーズを満たすことができる体験メニュー等の構築に向けた調査を実施。【都】(H26) ● 新たな旅行者へのアプローチに向け、①中部、関西、②北海道、東北、③九州、四国、中国地域でニーズ調査やルート分析、検証、世界自然遺産地域における継続的な観光振興に向けた調査を実施。【都】[振興開発補助金](H27～H29) ● 新たな小笠原観光の市場開拓に向け、北海道、東北、中部及び関西地域でニーズ調査やルート分析、検証、世界自然遺産地域における継続的な観光振興に向けた調査を実施。【都】[振興開発補助金](H27～H28) ● 観光客の満足度向上を図るため、定期航路利用の来島者にアンケートを実施し、分析結果を観光諸団体に提供。【村】(H26～H29) ● 小笠原諸島の関係機関により月に一度会議を開催して、最新情報の共有、観光施策の連携、各種課題等の検討を実施。【村】(H26～H29) ● 各産業団体の連携を図るために小笠原村産業活性化対策協議会を開催し、観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を実施。【村】(H26～H29) ● 「小笠原村のヒトとモノを繋ぐ場の創設」をテ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本土における観光PRイベント等への参加及び主催イベントを実施し、継続的な情報発信に努めた。【村】 ● 旅行者を直接確保するため、小笠原のツアーを検索できる独自のサイトを開設し、小笠原への興味や旅行を促すため、父島・母島の両観光協会と連携し、現地の新鮮な情報を発信【村】 ● 従来小笠原旅行を志向していない層と小笠原を結びつける実験的な企画等を催行し、新規客層の誘致を図った。【村】 ● おがさわら丸で行った、旅行者ニーズを満たすことができる体験メニュー等の構築に向けた調査について、結果を小笠原海運に提供し、体験メニュー等の実施を検討【都】 ● 新たな旅行者へのアプローチに向けた調査結果から、小笠原村が旅行者向けPR手法を選択して実施した。(小規模イベントを実施し、参加者からの発信、ブローガー派遣等)【都】 ● 小笠原村観光局が旅行会社等への営業活動を行う際に、小笠原観光の市場開拓に向けた調査の結果(地域ごとに有効な訴求方法等)を活用した。【都】 ● OgasawaRun」などの新たな小笠原旅行のスタイルを提案し、新規客層の誘致を図り「OgasawaRun」については大手旅行会社による旅行商品の造成につながった。 ● 観光客の満足度向上を図るため、定期航路利用の来島者にアンケートを実施し、分析結果を観光諸団体に提供し、受け入れ環境の強化を図った。【村】 ● 小笠原諸島の関係機関により月に一度会議を開催して、最新情報の共有、観光施策の連携、各種課題の解決に努めた。【村】 <ul style="list-style-type: none"> ● 各産業団体の連携を図るために小笠原村産業活性化対策協議会を開催し、観光業と第一次産業との連携強化に向けた取組を実施【村】 ● 「小笠原村産業祭」(ぼにんばざー)を開催し、 	<p>観光入込客数は、世界自然遺産登録の上昇後、一度は下落したものの、平成28年度は前年度から約2割増加しているが、今後、小笠原諸島の地域資源を活かした魅力的な観光メニューの開発やプロモーションなどを行うとともに、来島者の満足度向上によるリピーターの確保、各種案内・店舗等の多言語表記など外国人観光客の受け入れ環境の整備を図ることが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
	<p>マとして、小笠原の産業、特産品が一堂に会し、観光客および村民に実際に体験し、新たな発見をもらう「小笠原村産業祭」(ぼにんばざー)を開催。【村】(H27～H298)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「東京農業の産業力強化支援事業」を活用し、「島しょ地域における産地形成」をテーマに、現地視察及びセミナーを開催。主にブランディングや他地域の取組事例についての講演を実施。【都】(H26) 	<p>来島者だけでなく村内の地産物流通の円滑化を推進した。【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特産品の開発や島内流通の促進に関する村の取組みに対し、専門家派遣や補助事業の実施などの支援を行った。【都】 	
14 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項			
<p>地域の特性を魅力として生かし、世界自然遺産登録による知名度の向上を踏まえ、観光はもとより、小笠原諸島の自然、文化、歴史、海洋資源の研究等の目的で訪れる交流人口を拡大することは、地域経済の発展や人材の育成が期待されることから、同諸島の自立的発展の促進に向けた振興開発を図る上で非常に重要である。</p> <p>このため、彼らとの交流活動を通じ、これまで住民が気が付かなかった小笠原諸島の有する地域資源を発掘するとともに、同諸島の地球的・国家的な役割や魅力、交流活動の実績等について国内外に情報発信することにより、更なる交流拡大を図る。また、国内外の地域との交流活動に取り組み、相互理解を深め、お互いの地域の発展に向けた取組を図る。</p> <p>中長期的には、太平洋の島々との交流・観光の拠点とすることや、海洋資源の調査や貴重な動植物の研究の拠点として発展させていくこと等、小笠原諸島の地球的な役割を生かした交流の実践に向けて検討を行う。</p> <p>加えて、都会の子供達が小笠原諸島の自然や生活環境の中で過ごすことは、日頃得られない貴重な経験となるものであり、同時に同諸島の我が国における役割が広く認知される機会となることから、教育旅行や体験学習の場として定着するよう同諸島をPRしていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原村観光局と連携し、教育旅行の新規校の誘致活動を実施。また、過去に教育旅行を実施していた学校に対しても再度、来島していただけるように誘致活動を実施。【村】(H26～H29) ● 教育旅行誘致に特化したパンフレット資料を更新し、併せて視覚に訴える映像資料を作成し、活用した。【村】(H28) ● 八丈町による町民の小笠原親善訪問事業や南アルプス市との中学生親善交流事業等を通じて、友好市町村との交流を継続。【村】(H26～H29) ※平成27年度の八丈寄港便は荒天により中止。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小笠原村観光局と連携し、教育旅行の新規校の誘致活動を実施。 また、過去に教育旅行を実施していた学校に対しても再度、来島していただけるように誘致活動を実施し、交流人口の拡大を図った。【村】 ● 八丈町による町民の小笠原親善訪問事業や南アルプス市との中学生親善交流事業等を通じて、友好市町村との交流を実施し、交流促進を図った。【村】 	<p>小笠原諸島の貴重な自然環境や独特の伝統・文化などの魅力を活かして交流人口を拡大するため、友好市町村との交流や研究者の交流など、国内外の他地域との交流拡大を図るとともに、教育旅行などによる自然との触れ合いの場の提供を図ることが必要。</p>

小笠原諸島振興開発基本方針 (平成26年5月28日国土交通省決定)	平成26～29年度に講じた主な施策	施策の効果	課題・今後の方向性
<p>15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項</p> <p>小笠原諸島については、引き続き基礎条件の改善を図るとともに、貴重な自然環境等の地域資源を生かした地域主体の振興開発による自立的発展を促進することとしているが、創意工夫を生かした地域主体の振興開発を図る上で、その担い手となる人材の確保及び育成が不可欠である。</p> <p>このため、外部との交流機会の増加等によって、個々の住民の意識の向上を図るとともに、小笠原諸島に対する愛着と島おこしにかけける熱意を持ち、島を離れた後においても島外住民や観光客の視点を持って同諸島の振興開発・島おこしに当たることのできる人材について、幼少年期の段階から配慮しつつ確保及び育成を図る。具体的には、自然環境の保全・再生と観光振興の両立を担う自然ガイドの育成や特産品の開発等の産業振興に取り組む人材の育成等に取り組むほか、新たに創設された産業振興促進計画認定制度に基づく特例措置を活用の上、宿泊施設において地域内の旅行を手配する人材や外国人旅行者への有償ガイドを行う良質な人材の確保・育成を推進する。</p> <p>また、研修活動の促進により農林水産業従事者の育成を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 亜熱帯農業センターにおいて、パッションフルーツ等の基幹作物の生産力強化に向けた収量増大のための技術開発等を行い、得られた成果について、島内農業者を対象とした成果報告会や巡回指導等により情報提供。【都】(H26～H29) ● 南島及び母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムとして、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリング等を実施し、実態等を踏まえた利用とルールについて調整。また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用。【都・村】[振興開発補助金(再掲)](H26～H28) ● 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供。【村】(再掲)(H26～H28) ● 平成29年5月に運営開始された小笠原世界遺産センター施設内の管理運営機能強化等について、関係機関と調整を実施。【村】(H27) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 島しょ医療従事者確保事業を実施。参加者9名のうち2名を採用し、人材の確保を図った。【村】 ● 研修医及び医学生を受入れを通じて、へき地医療の魅力伝え、将来の人材確保へと繋げる。【村】 ● 情報発信等による医療・福祉の人材確保の取組を強化【村】 ● 地域資源の発掘や活用につながる各機関が実施する各種報告会や講演会等への協力を行った。【村】 ● 亜熱帯農業センターにおいて、島内の新規就農者などに対して、栽培技術指導や病害虫防除管理技術指導、各種講習会の開催を実施し、農業者の栽培技術水準の向上に寄与した。【都】 ● 南島と母島石門において、自然の保護と利用の両立を図るため、東京都版エコツーリズムの実施また、村の陸域ガイドの質の向上を図るため、登録ガイド制度を運用【都・村】(再掲) ● 農業経営の強化・規模拡大を目指す農業者に対して中ノ平自立支援農業団地の露地ほ場、鉄骨ハウスを有償で提供し、農業経営の安定等を図った。【村】(再掲) ● 29年4月に供用開始した世界遺産センター施設内の管理運営機能強化等について、関係機関と調整を図った。【村】 	<p>小笠原諸島の地域資源の活用や創意工夫を活かした地域振興の担い手となる人材の確保・育成等に取り組むとともに、医療・福祉人材、農業者、自然ガイドなど、各分野の専門的な知見を有する人材の育成が必要。</p>
<p>16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保に関する基本的な事項</p> <p>振興開発施策の積極的かつ効率的な推進には、参加する関係者の連携及び協力が必要である。このため、振興開発に寄与する人材の確保及び育成に加え、振興開発を担う多様な関係者が連携及び協力できるよう引き続き環境整備等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来種対策事業等において村民や地元NPOとの協働による取組を実施。【村】(H26～H28) ● 返還50周年記念事業実行委員会・部会等を開催し、村民と協働した返還50周年に向けての事業を実施。【都・村】(H27～H28) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外来種対策事業等において村民や地元NPOとの協働による取組を実施【村】 ● 返還50周年記念事業実行委員会・部会等の開催や返還50周年記念事業等を通じて、村民との協働を推進【都・村】(H27～H29) 	<p>地域の主体的な取組を推進するため、公的部門のほか、住民、事業者、関係団体、NPOなど多様な主体の連携・協力を行うことができる環境づくりを進めることが必要。</p>
<p>17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進に関する基本的な事項</p> <p>旧島民の高齢化の進展を踏まえ、高齢者の状況に配慮しつつ帰島を希望する旧島民の受け入れに対応していくための環境整備を進める。</p> <p>また、硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることに鑑み、父島及び母島への集団移転事業に類する措置等を引き続き講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧島民の帰島促進のため、「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施。【都】(H26～H29)[振興開発補助金] ● 父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施【都・村】(H26～H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「小笠原諸島生活再建資金貸付」による特別の金融対策の実施【都】 ● 父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施【都・村】 	<p>帰島を希望する旧島民の帰島のための措置を引き続き講じるとともに、生活環境の改善など旧島民が帰島しやすい環境整備が必要。</p>

基本方針に基づく施策の効果

平成26年度以降の主な施策

(交通の確保)

- 「おがさわら丸」及び「ははしま丸」の新造船の建造
- 新造船対応、大規模災害時の輸送機能確保のための港湾の岸壁改良等
- 離島航路運営費、生活物資輸送費・生産物貨物運賃への支援

(産業の振興)

- 農業・水産業基盤整備、漁業従事者の確保・育成
- 観光資源の開発

(生活環境の整備)

- 小笠原住宅の維持管理、し尿処理場の設備や浄水場の更新

(医療の確保)

- 医師確保、医療機材の整備、自衛隊等の協力による急患搬送

(自然環境の保全・再生)

- 外来種対策、植生回復等の取組を実施

(再生可能エネルギー源の利用、エネルギーの供給)

- 太陽光発電設備等の設置、ガソリン小売価格の低廉化

(防災対策・国土保全)

- 災害備蓄食料・飲料の充実(3日分→7日分)、砂防事業

(観光の開発)

- 観光振興に向けた各種調査の実施、観光イベントの実施等

(国内外の地域との交流促進)

- 教育旅行の新規校・再度来訪校の確保に向けた誘致活動

(帰島促進)

- 旧島民の帰島促進のための金融対策

効果

●人口

H25: 2,493人 ⇒ H29: 2,610人

●航海時間、新造船による入り込み客数

「おがさわら丸」 H25: 25時間30分 ⇒ H28: 24時間

H25: 24,443人 ⇒ H28: 24,991人

「ははしま丸」 H25: 2時間10分 ⇒ H28: 2時間

H25: 10,388人 ⇒ H28: 10,565人

●農業生産額

H25: 1億2,992万円 ⇒ H28: 1億3,459万円

●漁獲量、漁獲金額

H25: 533t、501百万円 ⇒ H28: 534t、772百万円

●汚水処理人口普及率

H25: 99.8% ⇒ H28: 99.8%

●水道普及率

H25: 父島99.3%、母島100.0% ⇒ H28: 父島99.9%、母島100.0%

●医師数

H25: 6名(一般3、歯科3) ⇒ H28: 7名(一般4、歯科3)

●ノヤギの駆除数

H26～H28: 899頭

●再生可能エネルギー発電容量

H25: 192.5kW ⇒ H29: 230.2kW

●年間入り込み客数

H25: 32,887人 ⇒ H29: 30,027人

●教育旅行者数

H25: 17件、1,179人 ⇒ H29: 14件、736人

※東京都、小笠原村調べ(一部、速報値を含む)

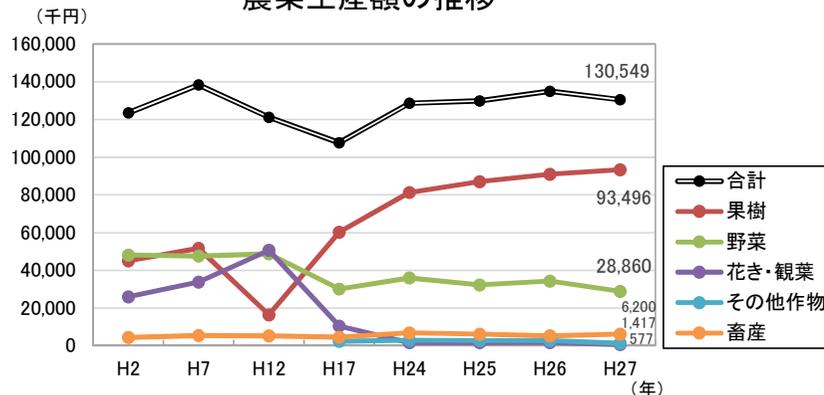
1次産業を基礎とした産業振興

- 農業に関しては、温暖な亜熱帯性の気候を生かした熱帯果樹や野菜の栽培を中心に行っており、パッションフルーツなどの果樹の生産額が好調に推移している。
- 水産業に関しては、漁獲金額が上昇傾向にある。

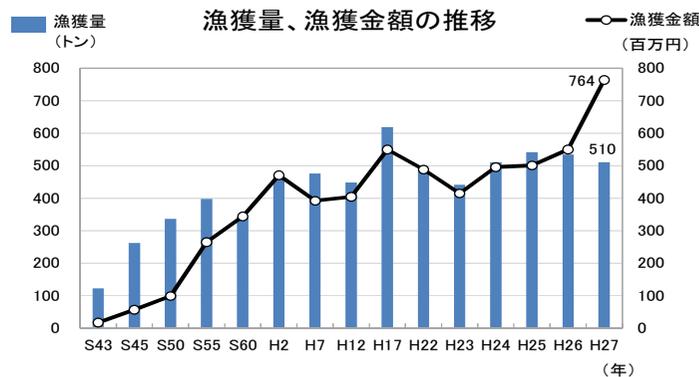
⇒ 農業に関しては、島内消費や観光客への需要に応えるための安定供給を推進することが必要。

水産業に関しては、新たな販路の開拓や、付加価値の向上が必要。

農業生産額の推移



漁獲量、漁獲金額の推移

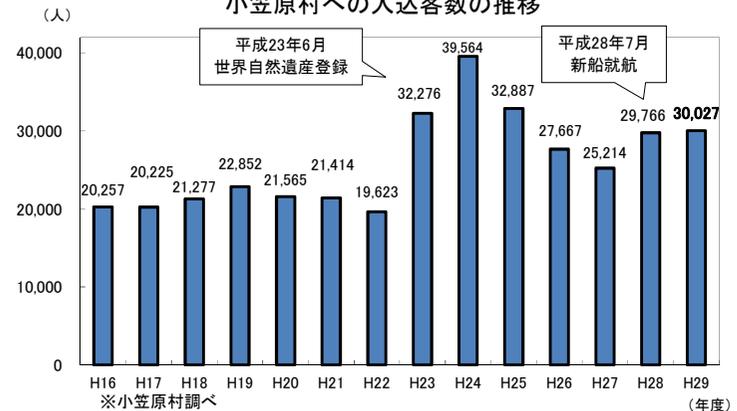


観光振興

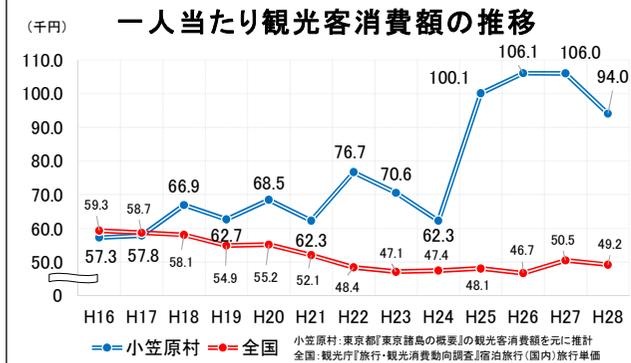
- 世界自然遺産登録効果により平成23年度から増加した観光客は、近年、落ち着きを見せていたものの、平成28年度に増加に転じ、2年間連続で増加。
- 一人当たり観光客消費額は高い水準にある。

⇒ 地域資源を活かした魅力的な観光メニューの開発やプロモーションなどを行うとともに、リピーターの確保、各種案内・店舗等の多言語表記など外国人観光客の受入環境の整備が必要。

小笠原村への入込客数の推移



一人当たり観光客消費額の推移



基本方針に基づく施策の課題②

自然環境の保全・再生

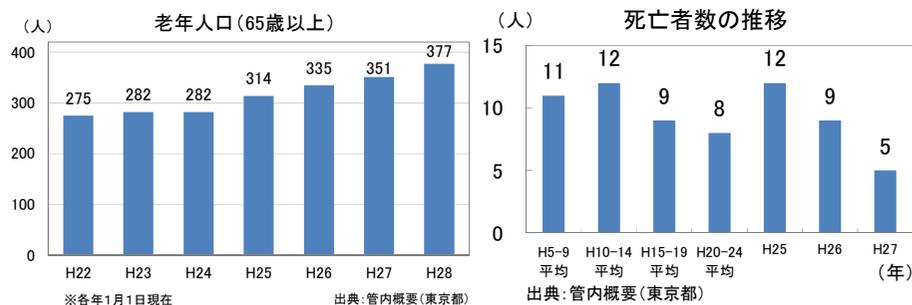
- 小笠原諸島には、固有の動植物が多数存在しており、世界的にも貴重でかけがえのない自然の宝庫
 - 一方で、外来種の脅威により、貴重な生態系が崩壊の危機にある。(絶滅危惧種が数多く生息・生育)
- ⇒ 自然環境の保全・再生の取組を継続的に行うとともに、住民・来島者に対する教育・広報活動の充実を図ることが必要

国内希少野生動植物種※の約3割が小笠原諸島に生息・生育
(H30.2.15現在:小笠原67種/全国259種)

※ 絶滅のおそれのある野生動植物として、その種の保存を図るため、規制、保護増殖等の対象となるもの
(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第4条第3項)

医療・福祉の確保・充実

- 村の医療体制等の限界から、病気等を理由に島を離れなければならない島民も存在。
 - 今後は、小笠原村においても高齢化が進行することが予想される。
- ⇒ 医療・福祉サービスに対する需要の増加への対応が必要。



防災対策

- 公共施設や住民生活を支える機能の多くは海岸沿いの低地に存在。
- ⇒ 大規模災害に備え、防災施設の整備や円滑な避難救援体制の確立や防災教育・訓練の充実など、防災対策の計画的な推進が必要

[津波浸水想定区域の建築物棟数]

施設類型	区域外	区域内	区域内に立地する施設割合
スポーツ・レクリエーション系施設	2	7	77.8%
住宅施設	8	17	68.0%
学校教育系施設	5	6	54.5%
行政系施設	17	6	26.1%
医療施設	3	1	25.0%
その他	35	22	38.6%
計	70	59	45.7%

※小笠原村「公共施設等総合管理計画」(H29.3)より

公共施設の老朽化

- 保育施設、小中学校、浄水場など、復帰直後に整備した公共施設の老朽化が著しい。
 - 現在、築40年以上経過した施設が14.6%あり、今後30年間の建替え等の費用総額は約197億円と試算※されている。
- ⇒ 予防保全による長寿命化や計画的な更新が必要

[公共施設の築年数]

施設類型	面積(m ²)	割合(%)
築10年未満	5,560	16.7
築10年以上20年未満	7,565	22.7
築20年以上30年未満	7,692	23.0
築30年以上40年未満	7,688	23.0
築40年以上	4,885	14.6

※小笠原村「公共施設等総合管理計画」(H29.3)より